

第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

障害のある人にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等多岐にわたっています。長寿・障害福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害のある人、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも情報交換等を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

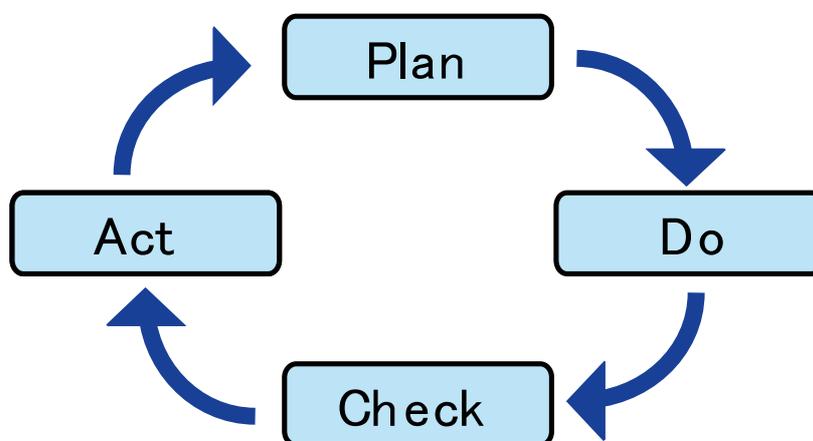
さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野も多くあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携に努めていきます。

2 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、長寿・障害福祉課が事務局となり、霧島市障害者自立支援協議会において、計画の実現に向けて毎年、計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

把握、点検及び評価、そして、見直しにおいては、PDCAサイクルの考え方をうい行います。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (P l a n)	<p>「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。</p> <p>①計画の策定と評価を行う体制の整理</p> <p>②成果目標の設定とそれらを測る活動指標の整理</p> <p>③計画の策定の段階で、実績の把握・分析・評価を行うスケジュールの整理</p>
実行 (D o)	<p>計画に基づき活動を実行し、その他にも新しい計画の周知を図り、評価に向けた実績把握の準備をします。</p>
評価 (C h e c k)	<p>少なくとも1年に1回中間評価として実施します。</p> <p>活動指標を用いた中間評価をより高い頻度で実績を把握し、分析・評価します。</p>
改善 (A c t)	<p>中間評価の結果等を受け、施策の見直し・新規施策の追加や計画の見直し等を行います。</p> <p>見直しを行う場合は、霧島市障害者自立支援協議会等における意見を交えつつ、計画の策定に必要となる手続を踏まえた上で、計画を見直します。</p>